

社協だより広告掲載に関する取扱基準

平成29年11月6日
事務局 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この基準は、上尾市社会福祉協議会有料広告掲載に関する要綱（平成29年10月27日会長決裁）の規定に基づき、上尾市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が作成する社協だよりへの広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1区画（縦59ミリメートル、横95ミリメートル）
- (2) 2区画（横）（縦59ミリメートル、横196ミリメートル）

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載場所は、社協だより中面下段で市社協が指定した位置とする。この場合において、広告欄の印刷は4色とし、右上部に「広告」の文字を入れるものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則、年度内1回とし、連続での掲載は不可とする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1区画 25,000円
- (2) 2区画（横） 50,000円

(広告の申込み)

第6条 社協だよりに広告を掲載しようとする者は、社協だより広告掲載申込書（別記様式）に掲載しようとする原稿、図面等の案を添えて、掲載を希望する社協だよりの発行日（6月1日・10月1日・2月1日）の55日前（この日が土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合にあってはその前日、日曜日に当たる場合にあってはその前々日）までに会長に申し込まなければならない。

(広告の掲載順位)

第7条 広告掲載の順位は、掲載を希望する社協だよりごとの受付順とする。ただし、紙面の都合により希望する社協だよりに掲載できない場合は、掲載を次回以降に変更することができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、社協だよりへの広告掲載の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成29年11月6日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

社協だより広告掲載申込書

年 月 日

上尾市社会福祉協議会長 様

申込者 住所(所在地)
氏名(名称)
代表者氏名
電話番号

社協だより広告掲載に関する取扱基準第6条の規定に基づき、次のとおり広告原稿の案を添えて申し込みます。

記

1 掲載希望規格（希望する規格に○を付けてください）

規 格	希望規格
1 区画 （縦 59 ミリメートル、横 95 ミリメートル）	
2 区画（横）（縦 59 ミリメートル、横 196 ミリメートル）	

2 掲載を希望する広報紙（希望する広報紙に○を付けてください）

※年度内1回、連続掲載は不可

年 月号	年		
	6月号	10月号	2月号
掲載希望			

3 連絡事項

担当者氏名	
電 話	— —
ファクス	— —
e - m a i l	
そ の 他	